

廃棄物処理手数料免除対象者に 平成 27 年度分の市指定収集袋を交付します

次の世帯（方）に一定枚数を限度として平成 27 年度分（平成 27 年 12 月～平成 28 年 11 月分）の市指定収集袋を交付します。

問合せ 生活環境課生活環境係^⑤ 204

対 象	燃やせるごみ袋	燃やせないごみ袋
①生活保護費受給世帯	4人までの世帯→中袋110枚 5人以上の世帯→大袋110枚 ※大袋10枚を中袋20枚に交換することができます。	4人までの世帯→中袋30枚 5人以上の世帯→大袋30枚 ※大袋10枚を中袋20枚に交換することができます。
②児童扶養手当受給世帯		
③特別児童扶養手当受給世帯		
④身体障害者手帳1級・2級を持っている方を 含む住民税非課税世帯		
⑤愛の手帳（療育手帳）1度・2度を持っている 方を含む住民税非課税世帯		
⑥精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方を 含む住民税非課税世帯		
⑦高齢福祉年金受給者（緑色の年金手帳を持って いる方）	小袋110枚	小袋30枚

※①から⑦は重複して申請できません。

※一年分まとめて交付します。受付期間を過ぎると月割り相当量での交付となります。

※持ち帰るための袋を用意してお越しく下さい。

受付日時 11月2日(月)～30日(月)（土・日曜日、祝日を除く）午前9時～正午、午後1時～5時

受付会場 市役所1階101会議室

夜間受付

11月11日(水)・18日(水)・25日(水)に限り、午後5時～8時も交付しています。

受付会場 市役所2階子育て支援課窓口

※市役所通り側の正面玄関は開いていません。地下1階（青梅線側）玄関からお越しく下さい。

必要な物 印鑑・対象者であることを証明できる書類（各種手帳・証書など）

※④から⑥の方が夜間受付（午後5時以降）を利用する場合は、上記以外に世帯全員分の住民税非課税証明書を持参してください。証明書発行受付時間は、祝日を除く午前8時30分～午後5時（土・日曜日は午前8時30分～11時45分、午後1時～5時）です。発行手数料は申請者負担です。

※④から⑥の方で平成27年1月1日に羽村市に住所がなかった方は、上記以外に1月1日現在の住所地の市区町村で世帯全員分の住民税非課税証明書を発行してもらい、持参してください（発行手数料は申請者負担です）。

※代理の方が申請する場合は、上記以外に代理の方の運転免許証や健康保険証などの身分証明書と印鑑を持参してください。

相談してください

飼い主のいない猫に

困っていませんか

市内に生息する飼い主のいない猫は、毎年増えている状況です。この原因の1つには、無責任な飼い主が飼養の義務を放棄して、猫を河原や公園などに捨ててしまうことがあります（猫を捨てることは法律で禁止されています）。

飼い主のいない猫は、生息環境の違いから、きちんと飼養されている猫に比べ、寿命が短く、健康状態も良好でない場合があります。

市では、飼い主のいない猫に対して、市内で活動するボランティアの方に協力していただきながら、動物愛護と環境対策の観点から取組みを進めています。

飼い主のいない猫に困っている方は、小さなことでも構いません。まずは相談してください。

飼い主のいない猫による被害など

- 猫に庭を荒らされる
- 敷地内にふんや尿をされる
- 春や秋になると特に鳴き声がうるさいなど

問合せ 環境保全課環境保全係^⑤ 226

知っておきたい！

認知症

物忘れが激しい、これって認知症？

年齢による物忘れは誰にでも起こり得ることで、日常生活に大きな支障は出ません。しかし、認知症による物忘れは日常生活に支障が出てしまいます。

物忘れが心配になったら、地域包括支援センターへ相談してください。

問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係 198

物忘れの違い

年齢による物忘れ

経験したことが部分的に思い出せない。

例えば… 朝ごはんは何を食べたのか思い出せない。

物覚えが悪くなったように感じる。

約束をうっかり忘れてしまう。

物の置き場所を思い出せないことがある。

人の名前が思い出せないことがたまにある。

認知症による物忘れ

経験したことを忘れてしまう。

例えば… 朝ごはんを食べたこと自体を忘れてしまう。

数分前のことでも忘れてしまう。

約束したことを忘れてしまっている。

置き忘れ・紛失が頻繁にある。

家族など親しい人の顔・名前まで忘れてしまう。

家族介護交流会

認知症またはその心配がある高齢の方を介護している方同士で情報交換をしましょう。家族が認知症かもしれないと気付いた時の対応や、介護認定を受けるきっかけについてなど、実際に介護をしている経験者から話を聞くことができる貴重な機会です。ぜひ、参加してください。

日時 11月10日(火)午後1時30分～3時

会場 コミュニティセンター2階第一研修室

対象 認知症またはその心配がある高齢の方を介護している方

定員 おおむね10人(先着順)

参加費 無料

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の方と家族を地域であたたかく見守る「認知症サポーター」になりませんか。

認知症サポーターの講座を受けたからといって、何か特別なことをする必要はありません。正しい知識を持ち、付き合い方を理解し、自分のできる範囲で応援してください。

日時 11月17日(火)午後2時～4時

会場 ゆとりぎ2階講座室1

対象 市内在住・在勤の方

定員 50人(先着順)

参加費 無料

申込み・問合せ

いずれも、事前に電話または直接 高齢福祉介護課地域包括支援センター係 198 へ(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

子育て応援メニュー

ひとり親家庭ホームヘルパーサービス事業

日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣します。

ひとり親家庭であって、次のいずれかに該当するため家事または育児などの日常生活に支障をきたしている場合が対象です。

対象

- ひとり親家庭となつてから2年以内
- 小学校低学年以下の児童がいるひとり親家庭
- ひとり親家庭の親または義務教育終了前の児童が一時的に傷病になったとき など

※利用の際は、事前に相談が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

ヘルパーが行う業務内容 育児・家事全般

派遣回数・時間 1日1回(2時間以上8時間以内)、月12回まで

費用 所得に応じて自己負担があります。

手続きに必要なもの 印鑑・住民税課税(非課税)証明書(必要な方のみ)

問合せ 子育て支援課支援係 239

